

岩手県告示第382号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
株式会社三栄工業所	大船渡市赤崎町字普金10番地5	セメント関連産業	令和5年4月1日
和田工業株式会社	神奈川県横浜市港北区北新横浜二丁目8番12号	電子機械製造関連産業	〃
泉金酒造株式会社	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田30番地	観光関連産業及び食品関連産業	令和5年4月20日